

法律第七十一号（令五・六・三〇）

◎裁判官弾劾法の一部を改正する法律

裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第十項及び第十六条第九項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、第二百十二回国会の召集の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の日前に係る分のこの法律による改正前の裁判官弾劾法第五条第十項及び第十六条第九項の職務雑費については、なお従前の例による。

（総務・内閣総理大臣署名）